

## 土佐清水市農地利用最適化推進委員募集要項

土佐清水市農業委員会では、委員の欠員にともない、農地等の利用の最適化を推進するための地域活動を行う農地利用最適化推進委員を募集します。

- 1 募集人数 1人
- 2 区域名称 清水地区
- 3 区域範囲 加久見、横道、養老、松崎、緑ヶ丘、市街地全域、大浜、中浜、浦尻、厚生町
- 4 任期 令和6年2月1日から令和6年7月31日まで
- 5 身分 土佐清水市特別職の非常勤職員
- 6 職務内容
  - (1) 農地等の利用の最適化の推進業務
    - ・担い手への農地利用の集積・集約化
    - ・耕作放棄地の発生防止・解消
    - ・新規参入の促進
    - ・農業委員および農地中間管理機構と連携し、農地の出し手、受け手の掘り起こし 活動および集積・集約
    - ・耕作放棄地の発生防止、解消に向けた農地パトロールや農地所有者への働きかけ
  - (2) 農地法等に基づく業務
    - ・現地における調査や毎月開催の農業委員会総会での意見報告等。
- 7 委員報酬

土佐清水市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例に基づき、報酬及び費用弁償 を支給します。

月額 18,000 円

※上記報酬に加え、農地利用の最適化に係る活動実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で規則で定めた額（活動実績等に応じて変動）を支給します。
- 8 推薦を受ける者又は応募する者の資格

農地等の利用最適化の推進に熱意と意見を有する者。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

  - (1) 破産手続開始決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 9 推薦及び応募に係る手続等

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、添付書類を添えて郵送または持参により土佐清水市農業委員会事務局へ提出してください。

なお、提出いただいた書類につきましては、返却できませんのでご了承ください。

### (1) 提出書類

ア	農業者等の個人が推薦する場合(2名の推薦者が必要)	様式第1号
イ	法人又は団体が推薦する場合	様式第2号
ウ	自ら応募する場合	様式第3号
エ	同意書	様式第4号

※様式第1号から第4号につきましては、土佐清水市農業委員会事務局の窓口に設置しています。また、土佐清水市ホームページからもダウンロードできます。

## 10 受付期間

令和5年11月20日(月)から令和5年12月20日(水)まで

※持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

## 11 選考方法について

提出された書類をもとに農業委員会による審議を経た後、農業委員会が委嘱します。

## 12 提出・問い合わせ先

土佐清水市農業委員会事務局(農林水産課内)

〒787-0392 土佐清水市天神町11番2号

TEL 0880-82-1114(直通)